

告 示

埼玉県告示第四百七十号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

秩父市	令和五年度	地籍図十八枚	落合第二地区（大	令和七年六月
	令和六年度	地籍簿一冊	滝の一部）	四日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年	月
		地名	日	証